

機械器具42 医療用剥離子
一般医療機器 剥離子(JMDN:70952000)
エレベーター

【禁忌・禁止】

- 1)本品を曲げたり、切削等の二次的加工(改造)を絶対にしないで下さい。〔折損等の原因となります。〕
- 2)本品を清掃する際には、必ず中性洗剤をご使用下さい。〔酸性、又はアルカリ性の洗剤は、本品を腐蝕させるおそれがあります。〕

【形状・構造及び原理等】

1. 材質:

ステンレス鋼

2. 形状又は構造

- カタログNo. 2106 片山式 エレベーター 全長:14.5 cm



- カタログNo. 2250 丸毛式 エレベーター 全長:14.5 cm



- カタログNo. 2250-01 形成両頭 エレベーター 全長:14.5 cm



3. 原理

本品は、鋭先・鈍先を有する両頭型剥離子である。

【使用目的又は効果】

軟部組織を剥離、展開する目的で用いる。その一端は鋭い刃先、逆の一端は鈍先に仕上げてある。術中使い分けて操作する。

なお、本品は再使用可能である。

【使用方法等】

中央のスベリ止め加工部分を把持し、先端部分にて軟部組織を剥離、展開する。

本品は未滅菌のため、使用に際しては必ず洗浄し、下記の条件以上、又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。滅菌方法:高圧蒸気滅菌

滅菌条件:温度 121℃以上、時間 30分

【使用上の注意】

<重要な基本的注意>

- 1)軟部組織の鋭的・鈍的剥離、展開以外の目的で使用しないで下さい。また、折損や曲がりなどの原因になるので、使用時に必要以上の力を加えないで下さい。
- 2)使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄して下さい。
- 3)塩素系及びヨウ素系の消毒液は、腐蝕の原因になるので、できるだけ使用を避けて下さい。それらが付着した場合は直ちに洗浄して下さい。

<不具合・有害事象>

本品の使用により、以下のような不具合・有害事象がおこる可能性があります。

- 1)本品の適切な洗浄、滅菌を行わなかったために起こる感染。
- 2)手術従事者の皮膚の裂傷やグローブの破れ。

【保管方法及び有効期間等】

<保管方法>

- 1)保管にあたっては、洗浄をした後、腐蝕を防ぐために必ず乾燥して下さい。
- 2)滅菌済みのものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐために清潔な場所に保管するとともに、有効保管期間の管理をして下さい。

【保守・点検に係る事項】

- 1)使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織などの汚れを除去し、感染防止のために洗浄して下さい。汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適切な濃度で使用して下さい。
- 2)洗浄装置(超音波洗浄器、ウォッシャー ディスインフェクター等)で洗浄する際には、刃物同士が接触して先端を破損することがないように注意して下さい。
- 3)洗剤の残留がないよう、十分にすすぎをして下さい。仕上げすすぎには、浄化水(ろ過、蒸留、脱イオン化水)を用いることを推奨します。
- 4)洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥して下さい。
- 5)滅菌前、あるいは使用前に、汚れ、キズ、サビ、曲がり、両端部分の損傷等、異常がないか点検を行って下さい。
- 6)強アルカリ性、または強酸性の洗剤や消毒液は、器具を腐蝕させるおそれがあるので、絶対に使用を避けて下さい。中性洗剤の使用を推奨します。また、金属たわし、クレンザー(磨き粉)等は、器具の表面が損傷するおそれがあるので、汚れ除去及び洗浄の際には使用しないで下さい。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者: 株式会社 根本商会